

烏川流域水害対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に基づき組織し、烏川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい烏川等流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は別表の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会の運営、進行及び召集は事務局が行う。
- 3 協議会には、第1項による者のほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）烏川流域水害対策計画（以下「本計画」という。）の作成及び変更に関する協議。
- （2）本計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- （3）その他、本計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席者した構成員の確認を得たのち、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行なうため、事務局を置く。

2 事務局は、新潟県村上地域振興局地域整備部および新潟県新発田地域振興局地域整備部が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和7年 月 日から施行する。

## 別表 協議会構成員

機 関 名	構 成 員
北陸農政局（局長）	
農林水産省 北陸農政局 信濃川水系土地改良調査管理事務所	次長
関東森林管理局（局長）	
林野庁 関東森林管理局 下越森林管理署村上支署	支署長
北陸地方整備局（局長）	
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	副所長
新潟県（知事）	
新潟県 村上地域振興局 農林振興部	部長
新潟県 村上地域振興局 地域整備部	部長
新潟県 新発田地域振興局 農村整備部	部長
新潟県 新発田地域振興局 地域整備部	部長
新潟県 新潟地域振興局 農林振興部	部長
村上市（市長）	
村上市 総務課	課長
村上市 農林水産課	課長
村上市 建設課	課長
村上市 都市計画課	課長
村上市 上下水道課	課長
胎内市（市長）	
胎内市 総務課	課長
胎内市 農林水産課	課長
胎内市 地域整備課	課長
胎内市 上下水道課	課長
土地改良区	
荒川沿岸土地改良区	理事長
胎内川沿岸土地改良区	理事長